

暮らしの安心 国民健康保険

問い合わせ

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎 1階)

☎ 01654③2111(内線3114~3116)

地域住民課市民係(風連庁舎 1階)

☎ 01655③2511(内線2118、2119)

健

健康保険が使える場合と
使えない場合があります

接骨院や整骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設で、医療機関ではありませんので、健康保険(国保や職場の健康保険など)が使える範囲が限られています。健康保険が使えるのは外傷性の負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状等には使えません。施術を受けたあとで健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので十分に注意しましょう。

正しいかかり方 柔道整復師(整骨院・接骨院)の

柔

道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

保険証が使える場合

- ・外傷性の骨折、脱臼
(医師の同意がある場合のみ)
- ・外傷性の打撲、ねんざ
- ・肉離れ(挫傷)
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要)



保険証が使えない場合(全額自己負担)

- ・慢性的な肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる工作中や勤務上での負傷



柔

道整復師から施術を受ける時の注意事項

◆負傷原因を正確に伝えてください
外傷性の負傷でない場合は国民健康保険が使えません。また、負傷原因が労働災害に該当する場合は、労災保険からの給付になります。



◆病院での治療と重複できません
同じ負傷について同時期に保険医療機関(病院や診療所など)での治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担になります。

◆施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



◆療養費支給申請書は原則自分で署名してください
療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に国保への請求を委任するものです。原則自分で署名してください

療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に国保への請求を委任するものです。原則自分で署名してください

さい。

◆領収書は必ずもらいましょう

領収書は必ずもらい、金額が問題ないか確認しましょう。

領収書は、医療費控除を受ける際に必要

です。大切に保管してください。

※治療に直接関係のないものは医療費控除の対象外となります。

費控除の対象外となります。

費控除の対象外となります。

費控除の対象外となります。

医

療費の適正化にご協力ください

医療費は、皆さまの保険税や自己負担でまかなわれています。医療費が正しく使われないと、皆さまの家計や保険財政を圧迫してしまいます。一人ひとりが正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。皆さまに納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容などについてお尋ねする場合があります。ご協力ください。

